

海上保安部長公示第7－1号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、次のとおり一般船舶の航泊を禁止するので、同法第39条第2項及び第45条の規定により公示する。

令和7年7月16日

尾鷲海上保安部長



長島港における航泊の禁止について

長島港において、花火打上げが行われるため、下記により一般船舶（当該行事に従事する船舶及び尾鷲海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。ただし、当該行事が実施されている場合に限る。

記

- 1 期間
令和7年7月26日（土）午後7時30分から午後9時30分まで
予備日 令和7年7月27日（日）から8月31日（日）の同時刻
- 2 区域
長島港西長島地区防波堤灯台から230度190メートルの点を中心とする半径320メートルの円で囲まれた海面
- 3 備考
航泊禁止期間中、上記区域周辺に警戒船1隻が配備され警戒に当たる。

長島港

航泊禁止区域略図
部長公示第7-1号

